

県民意見提出制度による意見とそれに対する県の考え方

第4次山梨県廃棄物総合計画(素案)

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
1	第2章.1-1.(1).②再生利用率(P8)	・全国平均19.9%から大きく下回っている1つの要因は、本来分別収集されリサイクルに回されるべきものが燃えるごみとして回収・焼却されている現状であると思われる。富士東部北麓地域は、これから新たな施設建設が計画されているので、高度処理が可能な施設と、しっかり分別収集、リサイクルに向けて課題解決が必要と思われます。	1	【修正加筆等意見反映】 ・新たなごみ処理施設の導入に伴いリサイクルが進展するよう、「山梨県ごみ処理広域化計画の推進」(第7章.1.(3).①.(3)-①-d(P55)記載)の具体的な取り組みへ「 <u>広域化の効果である資源ごみの効率的な収集等が可能となるマテリアルリサイクルの推進が図られるよう、市町村に対し情報提供等を行います。</u> 」を加筆します。
2	第2章.1-2.(2)課題(P11)	・単独浄化槽から合併浄化槽への転換は、できれば高度処理できるものへの移行が望ましい。また、単独浄化槽の家屋は、高齢者家庭も多く費用負担が困難であったり、地形的に山間部等の要因もあるため、県や自治体の費用的な支援も視野に入れなければ改善しないと思われる。	1	【記述済み】 ・合併処理浄化槽の整備を促進し水質汚濁の防止を図るため、現在19市町村において個人が設置する合併浄化槽設置への補助金制度を導入しており、県も市町村への財政的な支援を行っております(第7章.1.(3).②.(3)-②-b(P56)記載)。 なお、新たに設置される合併浄化槽のうち高度処理型の割合は98.4%(令和元年度)となっています。
3	同上	・市町村を跨いだ排水処理施設の広域化共同化については、一考して欲しい。大規模災害などで、広域下水道が寸断された場合の対処を考えると、地域的なコミュニティプラント導入と並行した施策の必要性を感じます。そして、広域化に伴っては、移行時に浄化槽を防火用水として残すなどの対策が必要と思われます。	1	【実施段階検討】 ・排水処理施設の広域化共同化の計画につきましては、今後策定を予定しており、その際には頂いた御意見を参考に、災害対策の観点も踏まえた内容として参ります。
4	第3章 2.(3) 再生可能資源への代替(リニューアブル)(P23)	・「プラスチック製品の使用抑制を図るため、プラスチック代替素材の利用に関する啓発に努める」とあるが、代替となるものの適切使用についての情報をしっかり伝える必要がある。プラスチックを紙に変えたから使い捨てで良いのか。という疑問も残る。使い捨てそのものを減らすような啓発が必要と思われる。 ・また、プラスチックの代替として、バイオプラスチックが注目を浴びているが、原料の25%以上が植物由来といっても生分解性せず劣化を早めるものもあるということ。そして決して安全性が保障されたわけではなく、安易な使用が更なる課題を生む可能性もあることを理解し、慎重に取り組むべきである。	1	【実施段階検討】 ・ストローや各種食器など生活に身近な製品にも使用されるであろうプラスチック代替素材は、ともすれば1回限りの使用での使い捨てが懸念されるため、適切使用の周知により使い捨てを防ぐという点を踏まえて、具体的な施策であるプラスチックスマート推進事業(第7章.1.(1).(1)-①-d(P49)記載)において、普及啓発や環境教育を行って参ります。 ・バイオプラスチックのうち生分解性プラスチックについては、その材料に応じて生分解に適した環境や評価方法についての課題も掲げられていることから、国のプラスチック資源循環施策の動向などを注視して参ります。
5	第5章.1.(2).②主な取り組み事例(P35)	・1日あたりの排出量の目安が数値化されていることは評価できる。 ・主な取り組み事例もわかりやすく書かれており、評価できるが、現状で家庭から出るごみの多くがプラスチック系であることを考えると、具体的に使い捨てプラスチックの使用抑制を挙げた方がわかりやすい。	1	【修正加筆等意見反映】 ・県民がどのような行動を具体的にとれば良いかを、よりイメージできるよう、第5章.1.(2).②.○使用での取り組み(P35)に、「 <u>プラスチックストロー等の使い捨て商品の使用自粛</u> 」を加筆します。

6	第5章.1.(2).②取り組み事例(P35)	生ごみを減らす工夫では、コンパクトな地域単位での肥料化なども盛り込めれば良いと思う。	1	【記述済み】 地域単位での生ごみの肥料化については、第5章.3.(2).○再生利用の促進のための取り組み(P40)に、市町村の取り組みとして「生ごみ堆肥化処理の拠点整備と利用促進に向けた住民、事業者との連携」を記載しております。
7	第5章.2.(2)取り組み事項について(P37)	・事業系の取り組みに、生産過程と流過程に分類されているが、もう一つ流通から小売過程を別立て示した方がわかりやすいと思う。流通段階の輸送に係る梱包も考える必要があるが、やはり、小売段階での包装の多くが使い捨てプラスチックであり、大きな比率を占めている。ここを減らしていかないと成果が見込めないと思われる。これは、事業者、消費者共に相互に理解し合いながら努力していくことが大切であるので、明確に伝えてもらいたい。	1	【修正加筆等意見反映】 ・小売過程の取り組みも「流過程の取り組み」へ含めて記載をしております。御意見を踏まえまして、小売段階での取り組みを強化するため、第5章.2.(2).②.○流過程の取り組み(P37)に、「簡易包装やマイバッグ持参の呼びかけ等」を加えます。
8	第6章.2.(1).⑤プラスチックごみ等に対する発生抑制の取り組みの推進(P43)	・2行目、3Rの推進、散乱ごみ対策とあるが、そこは3R特に使用抑制リデュースの推進を明記したい。使っても、しっかり捨てれば良いのではなく、使用そのものを減らす意識の啓発が大切と思われる。	1	【修正加筆等意見反映】 ・発生抑制の取り組みには、使用抑制(リデュース)が最も重要であることから、第6章.2.(1).⑤プラスチックごみ等に対する発生抑制の取り組みの推進(P43)の冒頭に「脱プラスチックの推進」として記載しておりますが、御意見を踏まえまして、「脱プラスチックの推進(リデュース)」へ修正しました。
9	計画全般	・一般の県民が見ても解りやすい表記となっていることは担当者の努力であると思います。国の施策との整合性も大切だが、山梨県としての独自の取り組みがもっと前面に出ても良いと思います。今後の具体的な展開に期待します。	1	【実施段階検討】 ・各施策の具体的な実施にあたりましては、本県の実情に即した効果的な取り組みを行って参ります。